

## 会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第7回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年8月6日(木) 午後3時00分から 午後4時50分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員17人(青山 侑 村上 順 谷本有美子 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳 東彦 阿部洋一 小川 昭 五月女晴美 末富裕二 須貝利喜夫 瀧澤賢司 中川勝右 七岡 剛 平井信吾 田中 進) 幹事8人(織田雄二郎(企画経営室長) 横山信雄(区民活動推進部長) 深野紀幸(区議会事務局長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 岸川紀子(企画経営室広報広聴担当課長) 酒井敏春(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	4人
議 題	1. 区民懇談会、パブリックコメントにおける区民意見について 2. 中間のまとめ案の検討について 3. その他			
配 付 資 料	1 協治(ガバナンス)と条例を考える区民懇談会の実施について 2 協治(ガバナンス)と条例を考える区民懇談会意見まとめ 3 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案に対するパブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について 4 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ(素案) 5 次回の検討委員会の開催予定について 参考 都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充			
会 議 概 要	1. 議事 ・「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる中間のまとめ」の策定に向けての議論を行い、次回(第8回)検討委員会にあっても引き続き検討を行うこととした。 ・次回(第8回)検討委員会について、8月28日(金)15時00分より、開催することを確認した。 . . . . .			

	なお、詳細は、別紙「第7回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録」のとおり
所 管 課	区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）

## 第7回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

**青山会長** 皆さん、こんにちは。お暑いところをお集まりいただきましてありがとうございます。第7回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会を開催させていただきます。本日は保井委員と丸山委員から欠席の連絡をいただいています。それから中川委員が若干遅れるということです。

### 1. 区民懇談会、パブリックコメントにおける区民意見について

**青山会長** 早速、議事に入ります。まずお手元の会議次第をご覧くださいと、今日は二つに分けてあります。一つは前回の第6回検討委員会で骨子案をつくっていただきましたが、これに基づき区民懇談会、パブリック・コメントを実施してきましたので、この報告です。二つ目がそれらを参考にして、前回設置していただいた起草委員会を先日開き、骨子案をもとに、さらに今回、中間のまとめ案という形で本日提出しています。それについてご審議いただくということです。この審議のほうは今日、全部結論を出すわけではなく、もう1回、今月下旬に会議を予定させていただきます。そこでもう1回ご審議いただくこととなりますので、よろしく願います。では早速、最初の議題「区民懇談会、パブリックコメントにおける区民意見について」ということで、資料1、2、3と提出されていますが、これについて一括して事務局のほうから説明をお願いします。

**岩瀬幹事** それでは私より資料1、2、3をまとめて説明させていただきたいと思えます。まず資料1です。7月13、15、17日の3日間で行いました「みんなで考えよう！協治（ガバナンス）によるまちづくりのルール『協治（ガバナンス）と条例を考える区民懇談会』の実施について」です。なお、この会に参加いただきました委員の皆さま、誠にありがとうございました。資料を1からすべてをお話ししますと時間がかかりますので、主な点だけ説明させていただきます。「3. 実施日時・場所」です。3回行いました。13日（月）は曳舟文化センター、15日（水）はすみだ産業会館、17日（金）は墨田区役所12階121会議室ということで、3日間ほぼ同じ時間で行いました。実施内容はご覧のとおりです。参加者数です。5番のところをご覧ください。一般の参加者の方は第1回、第2回、第3回それぞれ28名、20名、39名、合わせて87名。そして検討委員会の委員の方、第1回目が7名、2回目、3回目は5名。事務局職員等、合わせますと、参加者数の合計は133名。多数の方にご出席をいただきました。2枚目をお開きください。今回133名、特に一般の方が87名ということになりますが、その場でアンケートをいただきました。参加者からの意見のまとめは資料2のとおりです。その中でアンケートをとらせていただいた結果です。アンケートは51名の方から回収できました。男性は34名、女性は17名。年代的に申し上げますと、アンケートにお答えいただいた方は60代の方が20名、70代以上の方が14名。年代の若い方々は、アンケートは出さずに帰られてしまった方が多いということだったかと思えます。区民懇談会をどのような形でお知りになりましたかというQ2のところ。多かったのが「その他」。これは恐らくいろいろな方からの連絡等で来ていただいた方だと思います。続いて「知人・友人に誘われた」方が13名です。そして「懇談会のチラシ」をご覧になって興味を持たれて来た方が10名という結果が出ています。3ページをお開きください。Q3ということで本日、区民懇談会に参加された理由をお聞きしましたところ、一番多かったのは「まちづくりの活動に関心があったから」という方で27名。そして「墨田区が取り組む、協治（ガバナンス）に関心があったから」という方が21名という結果です。4番で、条例の検討を進めていることについて、以前からご存じでしたかということについては、「知っていた」方が21名。「内容は知らないが聞いたことはあった」という方が14名。35名の方は知っていたということです。5です。推進条例について理解できましたかと

ということについては「よく理解できた」が4名。「まあまあ理解できた」が26名ということで、6割近い方が理解いただけたのかと考えています。4ページ目をお開きください。アンケートの中に書かれていました感想等がQ6ということです。「なぜ、条例を作らなければならないかわかった。ただ、協治ということはわからない」。「・」の8個目、「色々な意見がでたが、焦点がしぼりきれず話が深まらなかったように思う。私のテーブルは同じ町会の人が多く、五吾の跡地利用の現状とごっちゃになってしまっていた。この会の主旨そのものが、周知されていなかったのではないか。会の進行について、夜の会なので定時に終わらせてほしい」という意見などもありました。真ん中辺りは、産業会館の際のアンケート結果です。「全般的に理解が進んだと思う。今回の出席者は墨田区の平均年齢よりかなり高いほうであり、もう少し若い人が参加できる工夫を望む」。二つぐらい下の段です。「これからの墨田の仕組みが大きく変わっていくような気がした。『協治』が理解されていくと、良い町すみだが出来上がるのではと感じた」という意見もありました。下のほう、それから次のページのところがだいたい序舎でとったアンケートです。4ページ目の一番下です。「議会や行政の気持ちは理解するが、やる気のある民間人は、町会やボランティア等で既にまちづくりをやっている。その気持ちと区政の大きさと差が大きすぎるのではないか」。5ページ目、下から二つ目の「・」です。「条例の必要性はわかるし、作る時期になっているのかもしれないが、知らせる力・つなげる力を役人が十分に理解しているとは思えない状況で、これでよいのかという不安が増大した」などというご意見もありました。これで懇談会の実施、資料1についての説明を終わらせていただきます。

資料2です。資料1でアンケートの内容について記載をさせていただきましたが、資料2では区民懇談会において皆様よりお寄せいただいた意見を可能な限りすべて掲載させていただきました。本日は時間の都合もありますので1項目一つ程度ですが、紹介させていただきたいと思います。まず「条例の検討プロセスについて」です。条例検討の時期や制定時期についてですが、一つ目の「・」では「いま条例をつくるというのは時期尚早と思う」という方や、二つ目の「・」ですが「機が熟すのを待ってという考えもあれば、ものがないと走れない場合もある。走りながら考えるのもいいと思う」という発言です。条例制定は区民から発議されたものだという括りです。「今回の区民懇談会は、検討委員会の委員からの発案で開催された。この条例の検討は、最初から行政主導ではなく、区民発議のものだ」。2番目(2)です。「条例検討における区民参加・今回の区民懇談会について」の意見です。「条例検討の早い段階から区民参加の機会を設けるべきだった」という意見や、「今後、条例検討における区民参加の機会の輪を広げるべき」という意見。「・」の最後ですが、「この区民懇談会について、もっと地域の人や団体に呼びかけて地域ごとの説明をするなど、より多くの区民の方に知ってもらいたい」という話がありました。また、曳舟文化センターの会でしたが、「懇談会の趣旨が不明確」。「今日、この場で説明を受けて、難しい仕組みについて意見を言うのは困難」という方がいらっしゃいました。「区民の意見が反映されるか不安だ」という方もいらっしゃいました。2ページをお開きください。「条例検討委員会について」、こちらの会議ですが、「時間をかけてテーマごとにより深い議論を」。「ひとつずつのテーマがとても大きいため、もっと時間を掛けて深く掘り下げて議論してほしい」。「委員の構成について」もご意見がありました。大きな項目の「2. 条例の運用について」です。「区民への普及方法」。「区民の力を引き出すため条例運用の具体例を示すべき」。「『この条例を使って区民はこんなことができますよ』という具体例をたくさん示したらよい」という意見がありました。「条例のめざす将来像を明確にすべき」。「条例をつくと聞くと、区民に対し規制が決められるように感じる。区民に規制を掛けるのではなく、条例によって墨田区はこんなよくなるということが分かるようにしてほしい」などという話がありました。「3. 名称や条文表現について」です。こちらでも多数の意見がありました。「『協治』というところで理解できるとする意見」。まず「カタカナを使わず『協治』と表現したい」という意見がありました。「『協治(ガバナンス)』という言葉は難しいし、理解しにくい。『協治』だ

けの方がまだ理解しやすい」という意見。二つ目の括弧で「協治という言葉は受け入れられている」ということで『協治』と言う言葉は、区民に徐々に受け入れられつつある」という意見がありました。次の括弧で「自ら理解しようとすることを大事にしたい」。3ページ目の最初の「・」ですが、『分からない』と言って不満ばかりでは始まらない。区民主体というならば、自分から言葉の意味を理解しようとする姿勢も大事ではないか」という意見もありました。逆に二つ目で、この条例で『協治（ガバナンス）』を使うべきではないとする意見がありました。「区民に分かりやすい言葉を使ってほしい」という意見です。『協治』とは広辞苑を調べても載っておらず、漢字の組み合わせが分かりにくい。『ガバナンス』も分かりにくい。分かりやすい言葉を探してほしい」という意見です。「区民が理解し、説明でき、広められる言葉を選んで」くださいという話もありました。「条例の名称の提案」です。区民からキャッチフレーズを募集してはどうかという話です。その中で具体的な条例の名称について、三つ目の「・」ですが、『協治（ガバナンス）、あるいは、区民との協働によるまちづくり推進条例』がよい。『みんなのすみだづくり基本条例』がよい」などの意見がありました。4ページ目をお開きください。「条文表現について」です。「子どもも理解できる文章で記述してほしい」という意見です。「4. 条例の性格について」です。「条例とは行政をコントロールするもの」だ。「区民のゆるやかなルールとしての条例に」。「区民の活動をしばるのではなく、活動しやすくなるような、ゆるやかなルールとしての条例にしてほしい」というご意見です。「5. 墨田区における協治（ガバナンス）の現状認識」です。「協治の実績はすでにある」という意見です。四つ目の「・」です。「墨田区では、すでに協治の考えで区民と行政とが一緒になって活動に取り組んでいるのではないか」という意見などもありました。「条例で掲げている内容はすでに実践している」。「町会や NPO などのまちづくり活動ですでにやっている」という意見もありました。

続いて、大きな括りとして、今回の推進条例に盛り込むべき項目と内容についての話です。「2. 協治（ガバナンス）の基本理念」の部分です。「協治（ガバナンス）のイメージを明確に」してほしい。協治（ガバナンス）の定義を明確に説明してほしい。「協治（ガバナンス）という考え方がよく分からない人が多いので、もっとみんなに分かりやすく説明してほしい」という意見がありました。5ページ目をお開きください。「区民が主体となる協治（ガバナンス）」。「『協治』とは『協働の自治づくり』」であるとか、「みんなの目標を持つことから始まる協治」だ。「『協治』とは、住民主導のまちづくり」だ。「住民が政策決定の場に関わること」。「行政の意識がそのように変わること」が大事だ。「地域からの協治」。「区民のつながりが協治（ガバナンス）」だ。「隣近所の人の顔がわかる、年代の違いでも顔がわかる、みんなに顔がわかるということが協治（ガバナンス）だと思う」。さらには、「区民が主体であることを基本に」。「協治（ガバナンス）では、区民がまちづくりの主体であり、決定主体であることを大切にしてほしい。協治（ガバナンス）の普及 DVD からは、そのことが読み取れなかった」という話です。「(3) 区民と行政の新しい関係づくり」ということで、「協治（ガバナンス）では、区民と行政は『サービスの利用者と提供者』ではなく、一緒にまちづくりに関わる担い手同士になる。行政はこれまでと同様に責任を果たしながら、新しい関係をつくらなければならない」という意見です。「3. 協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」です。まず「(1) 区民」。二つ目の括弧ですが、「協治（ガバナンス）においては区民も責任を負うべき」と書いています。「自分の言うことに責任を持つことが協治（ガバナンス）にとって重要だ」ということ。「区民一人ひとりが行動することから始まる」。「協治（ガバナンス）とは新しい時代の新しい役割分担の形であり、今までのような固定的なものではないと思う。まず個人が一步、行動に踏み出すことが必要であり、そのような人がどんどん増えることが、ガバナンスの理念が浸透する秘訣だ」。「一人ひとりの区民が気軽にまちづくりに参加できるように」してほしいという話です。「(2) コミュニティ」。「すみだらしいコミュニティ」について、多数の意見がありました。真ん中ぐらいの「・」ですが「すみだらしいコミュニティの典型は『おせっかい』」だと思う。おせっかいをや

くのは責任も伴い、それができる人が増えると良い」という話です。「コミュニティの範囲の捉え方」についての意見もありました。7ページ目をお開きください。「(3) 町会・自治会について」です。今回は町会・自治会の会長レベルの方も多数参加していただきました。「町会・自治会運営の課題」についても、話を伺いました。真ん中の辺りで「35年近く町会の役員をしているが、役員の成り手がいない中で『やらされてきた』というのが実感である」など多数の問題点、それから町会になかなか関われない住民の方とのいろいろな意見交換がありました。「垣根を越えて意見を言える組織づくりが重要」。「地域活動の目的を明確にすることが必要」。「町会活動同士の協力」や「町会と新住民」の関係について、さまざまな意見がありました。8ページ目をお開きください。「(4) 区外からの活力を活かして」。「住民だけでなく、すみだのファンやサポーターも活動の主体として取り込めるようにしたい」という意見もありました。「(5) 区議会」の部分です。協治(ガバナンス)と議会との関係です。「区民が選んだ議員は、議会において区民の抱える色々な課題に取り組んでおり、そもそも、区民はそうした課題に取り組んでもらうように議員を選んでいる。協治(ガバナンス)の考え方や議会・議員との関係に矛盾を感じる」という方がいらっしゃいました。「協治(ガバナンス)における新しい議会像」や「議会は区民とともに行政の評価を」「区民と行政のコーディネーター役を」「議員立法を活発に」など、意見がありました。「(6) 区長その他の執行機関」です。「区役所に協治の考え方を浸透させる必要がある」。「協治の考え方や必要性を、担当課だけでなく、今の段階から、広く各課に浸透することが大事と思う」。「区職員の意識改革」。行政職員が地域にもっと参加したほうが良い。9ページ目です。「協治(ガバナンス)による区政運営の具体策を」。「区民と協力するため、区はどのようなことを行うのか、役割や方法を具体的に明確に示してほしい」。「区民からの提案に対する応答責任、説明責任」。「タテ割り行政のコーディネーターが重要」などの意見がありました。「5. 協治(ガバナンス)の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み」。情報共有、参加、協働のいわゆる3原則の部分です。まず「情報の共有」です。「①区による情報提供等」です。「区政情報の公開が最も重要」だ。「行政の情報が完全に公開されていないと夕張市のようにになってしまう。情報の公開が最も大切である」。「行政運営の成果について情報提供を」。「年度ごとに基本計画に沿って区政運営の成果を区民に分かりやすく示してほしい」。「情報提供と職員の意識改革」。「分かりやすい広報の工夫を」などという意見がありました。二つ目として「区民の情報共有」です。「区民と区双方の情報提供」。10ページ目をお開きください。「区民には情報を受け取る役割がある」。逆に、区民のほうも情報をしっかり受け止める役割がありますという意見もありました。「個人情報と地域活動」についての意見もありました。「(2) 区政への参加の推進」ということで、「①参加の基本原則」。「区民が決定主体であることを基本に」ということで、二つ目の「・」です。「行政が最初から計画内容を細かく決めてしまうと、区民は納得できないことが多い。行政はもっとゆるやかに大きな方針だけを決めた段階で区民に提示してほしい」。「②参加の対象」や「③参加の方法」などの意見がありました。幅広い意見を聞く取り組みが大切だ。参加の方法について一定のルールが必要だ。「審議会等の委員について」や「相談窓口の設置を」などという意見がありました。11ページ、「④参加における区民同士のルール」。「区民同士の話し合いのルールが必要」だという意見がありました。真ん中のほうの「・」です。「協治(ガバナンス)というが、合意形成の究極は、話し合いをどこまでするのか、どうやって色々な意見の調整を図るか、図られるかに尽きるのではないか。例えば、対立するような関係にある要望がある場合、話し合いの妥協点はどこにあるのか、そうしたことがガバナンスでは明らかにされる事が必要ではないか」という意見などもありました。「⑤区民の意見の扱い」についての意見もありました。「(3) 協働の推進」です。「①協働における区民と行政の関係」。「区民は自分でできることを実践することが大事」だ。「最初から全部を行政に押し付けるとうまくいかない。まずは、自分たちでできることを見つけ、行政とうまくコミュニケーションをとりながら、まちづくりを進めることが大事である」という意見です。12ページですが、「区は、区民の力を活かす姿勢を」。「区

民と区は、対等な立場での協働を」。「区役所の下請け仕事が増えることにならないようにしてほしい」。「区民との協働では、行政のヨコの連携を図ることが必要」という意見がありました。「②地域活動の支援」の意見がありました。「団体同士の連携支援が必要」。

「地域活動の資金面の支援が必要」だ。二つ目の「・」です。「ボランティアなどの地域活動を展開するにはお金が必要になることがある。資金面を支援してくれる仕組みがあるといい。新たな公共を進めるための柔軟な仕組みが必要だ」という意見もありました。

「③地域活動の活性化」。「地域活動を継続できる仕組みが大切」。「報酬等のインセンティブが必要だ」。「地域活動の広報が大切」だという意見がありました。最後に「④協働の展開」として、「協働のモデル事業を展開してほしい」という意見がありました。一番下の「・」です。「何かモデル事業をつくって、区民に分かりやすく具体的に示して、協働を広げていく方法がよい」などという意見がありました。

続きまして、資料3をご覧ください。さきほどまでは、先日行われました区民懇談会の部分でしたが、資料3は同時並行で、7月1日から7月31日金曜日まで1カ月間にわたり「パブリック・コメント手続に係る基準」ののっとり行いましたパブリック・コメントの実施概要です。パブリック・コメントは、区のお知らせや区のホームページで周知して、例えば、区民情報コーナーや区民活動推進課、区のホームページでその全文を公表させていただきました。意見の提出方法は文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出をしていただきました。「(6)意見募集の結果」ですが、パブリック・コメントの意見者数は8名。意見数は22件です。一覧は別紙のとおりです。3ページ目をお開きください。「中間のまとめ骨子案パブリック・コメントに対する検討委員会の考え方(案)」。これは区民の意見が左側に書いてございます。そして本日、この意見に対します検討委員会の考え方を案として、私どもで提示させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。「まず全町会長に周知徹底する必要がある。町会長を対象にした説明会を早急に開催してほしい」という話でした。案としては「区民懇談会開催にあたり、区の事務局を通じ町会・自治会長宛てにその案内を送付してその呼びかけを行いました。今後もコミュニティ懇談会における説明など、その広報・周知に努めていきます」という回答とさせていただきます。「名称や条文表現について」です。「辞書を引いても『協治』という言葉は載っておらず、分かりにくい。『墨田区協治(ガバナンス)によるまちづくり条例』とするか、『墨田区区民との協働によるまちづくり条例』などと補足してはどうか」という意見です。この指摘など、協治(ガバナンス)がわかりづらいということを踏まえ、この後ご説明しますが、中間まとめ素案の中では、そちらを最初に記すとともに、概念図のところ、その辺りの記載をさせていただきました。「またご提案いただいた名称案については、9ページに記し、今後の議論の中で検討させていただきます」とさせていただきます。3番、『協働』という言葉も一般の区民には理解しにくい」という意見がありましたので、協働の概念図なども示させていただきます。4、5はまとめて紹介しますが、「骨子案を読んでもなかなか一般の区民にとっては、その具体像が浮かんでこない。」「難解な文章で理解しにくい」という話がありました。そういった声が区民懇談会でもありましたので、「新たに『VII条例の目指すまちの将来』を設けました。また、今後、区民にとって分かりやすい条文となるように配慮していきます」という案とさせていただきます。4ページをお開きください。6番、「骨子案に具体的な条例が見当たらないのは何故か」ということです。「検討委員会では、条例に盛り込むべき項目と内容に関することについての諮問を受けており、検討委員会の答申を受け、区として、条例案を作成することになっています」という回答です。7番目、「協治を推進するためには区民活動・地域活動・町会活動の活発な展開が重要だとする意図があるが、墨田区全体の行政の協治の推進を目的として行政改革の推進が重要と考える」という意見です。この点についても、「協治の基本理念に基づいて『情報の共有』『区政への参加』『協働』を基本原則とした区政運営が必要であると考えています」という案としています。『協治に必要な3つの力』に『知る力』とあるが、区民側にとっても『知らせる力』が大切だ」ということです。「今回のこの指摘を踏まえ、3

ページに協治（ガバナンス）に必要な3つの力を入れ込みました」ので、後でご確認いただければと思います。9番目からは「ガバナンスの担い手が果たすべき責任と役割について」です。「協治（ガバナンス）の理念はいいが、具体的に行動を起こすことが難しい。『他人の幸せを願いながらも自分も幸せになる』という心構えと意識がなければ、条例はただの『ルールの箱もの』になってしまう。『すみだやさしいまちマナーブック』のようなことが自然にできることが大切である。『ルールを決めたから行いましょう』ではなく、『ルールを決めないで混乱するから』だと思う。区民の意識の向上がなければ住みやすい『すみだ』にはならない」。さらには10番目として、「『区民』という実態がなくなった。区民という責任を自負し、自覚する余裕がなくなったのではないか。この意識を育てる努力がまず必要だ。条例づくりには反対しないが、そのうえでの条例であると思う」などという意見がありました。案としては「ご意見に賛同します。区では『やさしいまち宣言』を始め、まちづくりや地域活動に関わる人材育成、情報発信や連携促進などの施策を行っていますが、今後もこの条例の運用を通して、より多くの区民への普及、そして実践が図られることが重要であると考えます」という回答とさせていただきます。5ページ目をお開きください。11番から13番までは「コミュニティ」についてです。コミュニティの範囲が明確ではないというのが11番。12番では、「多方面からコミュニティづくりを考えなければならぬ。コミュニティづくりの条例ができれば自然に協治（ガバナンス）が育つと思われる」。13番として、「NPOに期待が高まっているようだが、町会に代わる力を持つまでには成長していない。21世紀の町会づくりを考えると必要だ」という意見がありました。11番のコミュニティのご意見に対しては、18ページに「政府の国民生活審議会企画部会による『コミュニティの再興と必要性とその動き』」等を加えました。12番の回答としては「この条例では、コミュニティの活動を支援する区の役割を定め、ご趣旨のとおり、コミュニティから協治（ガバナンス）が育つことを期待しています」。13番としては「今後のまちづくりにおいては、町会・自治会とNPOなどその他の団体との連携を図ることが重要であると考えます」との回答とさせていただきます。14番からは「区議会及び区長その他執行機関」です。「政策に対するチェックポイントは3つあり、1つ目は区長の意思決定時、2つ目は議会の審議時、3つ目は事業の執行時である。各段階における判断は区民に分かりやすく説明する必要がある。それぞれのチェックポイントにおいて効率性、透明性、住民説明責任機能の向上のために、住民組織から選抜された専門集団（プロ集団）を活用するなど、現在のシステム強化か新しいシステムが必要だ」という話がありました。回答としては「区では、現在、行政評価システム構築に際し、外部評価委員会の立ち上げを進めています」などという案とさせていただきます。その他、6ページの15、16、17で行政の意識改革、区職員の意識改革、縦割り行政の改善についてご意見がありました。『区職員の責務』を明らかにする中、その意識改革の重要性を特に記しています」という回答とさせていただきます。「協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み」、18番、19番の部分です。『新タワー観光推進のための協治部会』『区民活動推進のための協治部会』など、協治活動はどの部署でも可能な簡単な行政形態であると考えられる。もしくは『区は、区民が行政に参加する権利を保障しなければなりません』とあるが、区民は行政に提案・提言はできるが決定権は持たないことを明確にすべき」という話です。18番の回答としては、「参加の対象」については25ページに掲げています。19番は「ご意見の通り、区政運営の最終的な決定権は区（区議会及び区長）が持つものといえます。しかし、区民等の身近な生活に関わる課題等については、区民同士が合意形成を図ってまちづくりを行う取組みが大切だと考えています」ということです。その他、20番、21番、22番です。20番については「資料のフローチャートについて、行政と住民が地域の問題解決に向けて協力し合うということは理解できるが、理解するには時間がかかる」ということです。最終章で「フローチャートの作成にあたり、『条例に基づく区政運営』に関する事項と『条例の目指すまちの将来』の区分をしました」と記載させていただきました。21番、22番についてはワンルームマンションの関係や、資源

ゴミ回収の件です。「日常の区民生活に関するご意見であり、区関係部課に情報提供していきます」などという回答案にさせていただきました。駆け足で紹介させていただきましたが、以上、パブリック・コメントとその回答案です。よろしくご審議お願いいたします。

**青山会長** どうもありがとうございました。まず議題の1番で、いま説明があった以上の資料3件について、意見等があればお出しいただきたいと思います。それから、委員の方で区民懇談会に出席した方で、いろいろ感想やコメントがあれば、併せて伺えればと思います。よろしくをお願いします。

**瀧澤委員** 私は3回、全部出ました。一つの理由は、ここで話している感覚と、実際、区民の方はどうかと。しかし出てこられた方のほとんどが、高齢というか、地元に関心のある町会長やいろいろな方が、区の会合があるので、出てきて何か物を言ってやろうというような意気込みでみえた方が多いようでした。中にはアルコールの入った方もいらっしやいまして、はじめのうちはどの懇談会もすべて、ここに書いてありますように、「言葉がわからない」とか、いろいろ苦情に近いような話が多かったと思います。ただ、アンケートの中にもありますように、「わからない」という意見もあれば、「とても期待している」「こういうものが必要だ」という意見も多数あり、前向きの方も多くいらっしやいました。私は、この条例そのものは起草委員の有識者の方もいらっしやるからまとめていけるのかと思います。問題はここにもいろいろありますように、皆さんがおっしゃっているのは、区民の関心と理解を深めるという部分、条例とは違うのですが、どうやって区民の方々に関心を持っていただけるのか。皆さんがおっしゃっていたのは、要するにもっと時間をかけ、ここにもありましたが、「一つずつ段階的に進め、輪を広げていく考え方を持つことが必要だと思う」「地域の人や団体に呼びかけて地域ごとの説明に入るなど、より多くの区民に知ってもらわなければいけない」。こういったことが3回出て、一番印象に強く残ったことです。実際、どうやってこのことを区民の人たちに広げていくのか、この委員会で検討することなのかどうか、私はわからないのですが、ポイントはそこが非常に大きなことかなと思います。でないと先ほど言ったように、ただ条例をつくったということでは終わってしまうような気がします。あと皆さま、出られた方はほとんど区のこういったいろいろな会に出ておられる方なので、共通しているのはみんな「言ったけれども、これまでいつもほとんど言いつ放しに終わってしまっている」というような意見が多かったのです。この会では、ぜひ何かまとめたものを継続していけるようなルートをつくり、徐々にでもいいですから、わからせていくような手段を講じる必要があるのかということを感じました。

**阿部委員** 私は3回目しか出ていないのですが、懇談会は、3つのグループに分かれ、それぞれ皆さんの話を聞く。区の職員の方、ファシリテーターがまず進行係をして、人数も多いので一般の方、13名の方々が自己紹介をするという形で、1時間そういう時間があったのですが、全員がひとわり自己紹介をしたら、時間が来ってしまうという感じでした。もちろん自己紹介の中には、みんなそれぞれ、いま瀧澤委員がおっしゃったように、何らかの形で区民活動、市民活動のようなことをやっている方が大部分で、つまり、その方々の自己紹介そのものによって、既に現在、いろいろな地面に足の着いた活動を行っている方がたくさんいるということがはっきりわかったわけです。それはそれをもって別に悪いことではないと思います。もう1個、これを読んでいて引っかかったのがそのときも感じたのですが、ここにいる約20名、19名の委員、委員会そのものがどういうメンバーかというのは、皆さんにはお知らせの紙があったのですが、委員会そのものがすでに特殊というか、特権階級ではないかというような意識を持っている区民がいる。そのことは私も非常にびっくりしたのですが、周りからはそういう目でもって見られてしまうのかという気もしないではない。やはり一般区民、私を含め10名の方々

は、本当は一区民の立場で関わっているつもりですが、そのことについて意外と皆さんには理解してもらえないのだというのが私の感想です。まだほかにもいろいろ感じたのですが、長くなりますので、以上です。

**小川委員** 私は2回参加したのですが、まず1点は何のためにファシリテーターとしてコンサルタント会社が入っていたのかが全くわからない。会議の目的もきちんと十分に把握していなかったのではないか。確かに意見をまとめて何か結果をもらうという会議ではないのですが、例えば3つの力。知る力だとかという部分に入り、どのように思いますかとか、投げかけはこちら側でしてよかったと思うのですが、ただ聞きっ放し。それも第五吾嬬小学校跡地の地域プラザのごたごたを同じガバナンスというところへ持ってきて、地域の不満をぶつけているだけの話をそのコンサルは延々と聞いているのです。「それはちょっと待ってください。」と発言を止めていいはずだったのに止められない。そういう無駄なコンサルは要らない。2日目も同じですが、今度は町会の愚痴と、それから「うちはこんなことをやっているよ」と、そんなのばかりを延々と聞かされるのを黙って聞いているコンサルで、もう仕方がないから「ちょっと待ってくれ」と言って、今回の話し合いの方向性を決めてもらい、区職員に模造紙に書いてもらったのです。そのコンサルが、次に始めたのは参加者の話を一生懸命書いて、それを全部自分の腕に張り付けていた。ワークショップの会議の進め方ではないと思います。あとは心配していた人数。各回、20名とか30名を超えています。というのも景観条例のときは確か、曳舟文化センターでやったときで5名ぐらいしかいなかったのではないかと思います。それと比べれば、事務局が一生懸命頑張って、たくさんの方、130名からの方が参加できたのはよかったのではないかと思います。

**七岡委員** 私は最初の曳舟文化センターでやったときに参加させていただき、3回目も行こうと思ったのですが、急用で行けませんでした。最初にこの区民懇談会をやられるというときの前の会議で私が発言したように、そういったものは基本的にセレモニーではないかという危惧を少し申し上げたと思います。私が出た会議でいうと、やはりそういう感が拭えないところは少しあったと思います。それと、やはり基本的に区民懇談会を開くにしても、町会にも声をかけてやられたという話を聞きましたが、来られている方は高齢者の方が多い。若い人はほとんど来ていなかったわけです。アンケートの資料を見ても非常に少ないわけで、これはやはり大きな問題ではないかと思います。こういったことをもしやるとしても、もう少し区民にわかりやすいような会の開き方ということを検討すべきではないか。作戦的というか、そういうことは考えなければいけない。この条例が現状のいろいろな問題を解決するというで非常に大事なことであると思いますが、将来的に我々の子どもたち、地域に住んでいる若い人たちにとって、将来につながるような条例になるという観点からいくと、そういう人たちにもっと参加していただきたかったし、参加できるような機会というものを設けるべきではなかったかと思っています。それから、このアンケートを読んで、協治（ガバナンス）については理解できましたという方が、先ほどの事務局の説明では、6割近くが理解できたということになっているのですが、これはにわかには信じられないというのが私の実感です。

**須貝委員** 私も2回、参加させてもらいました。感想は皆さんと若干違い、やってよかったということが一番感じています。それはいいも悪いも、やはり難しいことだということが分かったということもありますし、こういう検討をしまして、近い考えをきちんと持っていらっしゃる方も、既に区民の中にいらっしゃるということがわかりましたので、そういうネットワークの網をもっと広げなくてはいけない。そのための一つの条例なのかと思って、次のステップのイメージになったかと思っています。あと、やはり若い人を集めるということも考えますと、土曜日か日曜日にやってもよかったのかという、時間的な配慮も必要かと思いました。

**末富委員** 私も2回目と3回目に参加したのですが、私は参加する前の想像よりも、皆さんの意識が非常に高く、積極的に発言されていたということを感じました。これは事務局の努力で大変意識の高い方に声掛けがあったためだと思うのですが、実際に区全体の、普通の区民平均よりも少し違う、意識の高い次元の場になったのかなという感じはしました。印象的だったことがいくつかあります。先ほど紹介いただいた中にもあった、お節介をやきたいというようなことです。そのぐらいいいじゃないかというような全国的な取り組みというようなことを言っていた方がいたりするわけです。あるいは、おばあちゃんにビデオや説明を聞いた後、「これを聞くとガバナンスという意味はわかるのだけれど、帰って人に説明しろと言われるとできないよね」。それは皆さん率直な、共通した感想ではないかと思いました。あと、協治（ガバナンス）という名称ですが、これが想像以上に評判が悪かったといいますか。私はわかりにくいという意見はあるだろうと思っていたのですが、逆に目につくというか、キャッチコピー的にも印象に残るからいいかと思っていたのですが、ガバナンスという横文字のせいもあるのでしょうか。その辺についてはもう少しわかりやすい文言のほうがいいという意見が想像以上に多くて驚きました。

**谷本委員** 私は3回目の最後の会に出ささせていただいたのですが、今回の懇談会そのものがある種実験だったのだらうという気がしています。ここで外の現場が見えない状態で、それぞれの持っている現場の理解の範囲内での状況で議論しているものと、実際にこれを区民の中に投げかけたときに、生の声でどういものが返ってくるというのがわかって、私としては非常に有効だったのではないかと思います。懇談会そのものの運営に関しては、準備不足だったところがあると思いますし、うまくいったところといかなかったところはあると思いますので、むしろこれは、今後、この条例ができていく中で、いろいろな仕組みを具体的につくっていく中で、今回のように懇談会の運営がうまくいかなかったところをどのようにうまくいくように生かしていけるのかということで、私たちの経験の共有ということが発展すればいいと思っています。私が非常に印象的だったと思っているのは、やはり地域の中で新しく越してきて、この地域にかかわりを持ち始めた若い世代の方たちと、実際に古くから住んでいらっしゃる町会長たちとの接点づくりのようなものが、同じテーブルで話をする中で見えてきたというところは非常に大きな印象として残っています。

**田中委員** 私は3回目に参加しました。最初に驚いたのはこの種の難しいといいますか、とっつきが悪いテーマの割には随分たくさんの方がお集まりになったということで、正直言ってびっくりしました。私がお話を聞かせていただいた班には12～13名の方がいらして、時間がないので、皆さん一言ずつ発言して終わったのですが、それぞれいろいろな活動をいろいろな立場でやられている方の発言であったので、皆さんに非常に教えられる発言が多かったです。皆さんに共通しているのは、これからこういう公共的な、区のやっているような仕事に積極的に参加したいのだという意識が大変強いと感じました。にもかかわらず行政に対する批判が非常に強かったのです。行政と接点を持ちたいのだけれども、とても距離がある。そういうことを皆さんがお感じになっていたということに、改めて反省をさせられたという気がします。全体のまとめの発表の総括の中で、あるいは、今までの議論の中でもいろいろな発言がありましたが、この条例をつくり、ではいったい何が変わるのか。どういうメリットがあるのかということがはっきりしていないということ。その辺はしっかりこれからやっていかないといけないと思いました。この条例は先ほども意見の紹介にありましたが、何かを縛るものなのか、義務のようなものを課すような性格のものなのか。あるいはそれと違ったものなのか。その辺の条例の考え方の基本を問われるような発言もあったので、その辺は少しこの委員会の中でも明確にしていく必要があるのではないかと思います。

## 2. 中間のまとめ案の検討について

**青山会長** ありがとうございます。他になければ次の議題に進んで、その中で今までの話も反映させていきたいと思えます。議事の2番として提出した中間まとめ案は、起草委員会でいま説明があった資料が出そろった上で開催したわけではないです。区民懇談会がすべて終わってから起草委員会を開きましたので、ひと足先に、今日議題の2番でやる中間まとめ素案には起草委員会として反映できる部分は反映している部分があるわけですが、7月末をもって、パブリック・コメントの意見提案に対して検討委員会の考え方、案というものが本日示されました。それは今後よく検討しなければいけない。もちろんこの段階ですから、特に今は意見が出ませんでした、これからの議論の中で、中間のまとめ（素案）に対する意見によっては検討委員会の考え方、案の部分の変更があり得ると理解いただきたいと思います。議題2は「中間のまとめ（素案）」ということで、起草委員会の皆さんの検討を経て提示されています。ポイントについて、事務局から説明いただきます。

**岩瀬幹事** 資料4です。「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例の検討に関わる中間のまとめ (素案)」を説明させていただきます。まず2ページ目をお開きください。今回の区民懇談会やパブリック・コメントからの状況で、協治 (ガバナンス) に関する素朴な疑問。つまり定義等、まだまだ区民の方々に浸透していない。あるいは、なかなか理解いただけていない。若干誤った見解を持っていらっしゃる方がいるということを確認できました。そこで、7月27日に行われました起草委員会において、まずその点をカバーする記載の必要性をご指摘いただき、今回、新たに第1章を加えています。かいつまんで説明します。「墨田区における『協治 (ガバナンス)』とは」。「墨田区における『協治 (ガバナンス)』とは『区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方』をいいます」。このように定義をさせていただいています。下に「墨田区における『協治 (ガバナンス)』概念図」、「『仕組みづくり検討委員会報告』」を一部修正して載せています。まずはタテ型中央集権社会、いわゆる「ガバメント (統治) から、ガバナンス (協治) へ」です。左側に区を記させていただき、右側に区民。その間にいろいろな主体の方々、NPOや町会・自治会、企業など、さまざまな方々の多様な主体によるネットワーク型社会という図です。ガバナンスの実現を支える要素として、3原則とさせていただきます情報共有、参加、そして協働という図とさせていただきます。3ページ目をお開きください。続きまして、区民の皆さんが協治を理解するために協治の3つの力が非常にわかりやすかったのではないかという話がありました。区制60周年のときに作成しました「協治ガイドブック」、それからDVD等で紹介しています、この3つの力。知る力、ある意味においては情報共有。そして、つながる力、区政参加。そして、行動する力、協働。そういう意味でもこの3つの力が墨田を変えるということで、こちらの部分を掲載させていただいています。4ページ目です。協治 (ガバナンス) に関わる概念図をしっかりと描かせていただきました。「地域における区民等の主体的なまちづくり、また、区民等と区が協力してまちづくりを行うことが協治 (ガバナンス) の基本となります。この条例では、この基本理念を実現するため、まちづくりの基本原則として情報の共有、区政への参加、協働を位置付けています」。ということで下に大きく概念図を加えさせていただいています。上に区民等、下に区。その中に3原則の情報の共有や区政への参加、協働があるという概念図です。また、協働の概念図はその下に記させていただいており、2つ以上の主体が協力して、「それぞれが、個々に、または協力して公共サービスが実現」するものを協働と定義させていただいています。9ページをお開きください。「条例の名称」についてです。考え方が、これまで「(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例」と名称を仮置きし、条例に盛り込むべき項目や内容などの検討を行う中、「『協治 (ガバナンス)』は、今後の地

域社会に求められる姿であり、この条例の理念である「『協治（ガバナンス）』を墨田区から積極的に発信し、また、区民同士も協治（ガバナンス）のあり方について議論することで、墨田区らしい協治（ガバナンス）を進めていきたい」といった意見がありました。一方、「協治（ガバナンス）」という用語について、「『協治（ガバナンス）』という言葉はなじみにくい」「『協治』はイメージが沸くが、『ガバナンス』というカタカナは馴染みにくい」「区民が説明できない言葉は広がらない」という意見もありました。今後、本条例の趣旨に沿い、区民に協治（ガバナンス）の意義やその必要性が実感できるように適切な名称が必要であり、起草委員会により提示する『墨田区協治（ガバナンス）推進条例』、あるいは『墨田区協治推進条例』といった案を中心に、さらに名称について議論を深めていきます」ということです。ここに3つの■があります。こちらの検討委員会で提案された名称については「墨田区協治（区民型ガバナンス）条例」、または「墨田区区民参加型のまちづくり条例」。先ほど紹介しました区民懇談会やパブリック・コメントに際し提案された名称案がこの3つ。先日、起草委員会として再度、今回の懇談会等の話を踏まえ、提示する名称案として議論した結果、現在は「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」「墨田区協治推進条例」。こちらの名称案で今後、議論を進めていきたいという形でまとまっています。11ページをお開きください。変わった部分ですが、先日の起草委員会で区民懇談会の議論を踏まえ、前文のキーワードの②めざすまちや協治（ガバナンス）の理念のところに、「協治（ガバナンス）に必要な3つの力（知る力、つながる力、行動する力）」、この部分を追加させていただいています。13ページをお開きください。「協治（ガバナンス）の基本理念及び基本原則」です。2番目の「区政への参加」という部分をご覧ください。中間のまとめ骨子案では区政への参加について「各過程の決定内容の向上を目的として意見を表明する」と記させていただいていますが、さまざまな過程の中で、「自ら主体的に関わる」とさせていただいています。その部分を変更させていただいています。15ページをお開きください。「協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」の部分です。骨子案では区民等の部分については次ページの概念整理です。例えば「住民」は墨田区内に住む人、「区民」「区民等」とこれまでそれぞれ整理をしていました。「住民」「区民」「区民等」とそれぞれまとめていましたが、今回は「区民等とは」という形で「墨田区内に住む人、区内において働き、学び、活動する人、区内にある、または区内で活動する団体」という形でまとめて記載させていただいています。「区民等の役割」という部分です。ここからは各担い手の役割として記載させていただいています。「区民等は、協治（ガバナンス）の担い手であることを認識し、互いに協力して、よりよい地域社会づくりに努めます。その際には、私的な利害関係にのみとらわれることなく、公共性を尊重し、他人の意見と行動を尊重します」と記させていただいています。さらに、もう一つの主体でもあります「事業者の役割」を記させていただいています。「区民等のうち事業者は、協治（ガバナンス）の担い手であることを認識し、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を果たすよう努めます」と加筆させていただいています。19ページをお願いします。「区議会及び区長その他の執行機関」です。前回の記載では「区の役割」「区議会」「区長その他執行機関」「区長」「区職員」と項目ですでに記載されていましたが、前回の議論を受けて、新たに「区議会議員の責務」という項目を加えさせていただきました。「区議会議員の責務」、3段目です。「区議会議員は、区民等の意見や地域の課題の把握や自らの活動に関する情報発信を積極的に行うなど、協治（ガバナンス）の推進に努めます」と付け加えさせていただいています。22ページをお開きください。「5. 協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み」というところです。パブリック・コメントや区民懇談会からも多数の意見がありました「情報の共有」の部分です。2段目です。「区は、参加と協働の前提として、政策・施策・事業等の企画立案、実施、評価等の各過程において、その必要性、妥当性、内容、効果及び成果を区民等に分かりやすく情報提供し、区政運営における透明性を確保します」と記させていただきました。その他、「会議の公開」「請求に基づく情報公開」「個人情報の保護」についても協治の考え方を表記させていただき

ました。25 ページをお開きください。「(2) 区政への参加の推進」です。ここの部分でも「パブリックコメント手続」「審議会」「参加における配慮」「意見の扱い」の項目について、それぞれの考え方を詳細に記させていただいています。28 ページをお開きください。「(3) 協働の推進」です。これまでも数々の委員会や区民懇談会からも意見がありましたが、区民等によるまちづくりの活動に関する支援の仕組み等について、詳細に今回は加えさせていただいています。「協働の基盤整備」の一番下の・です。「区は、区民等によるまちづくりの活動について、その主体的な公益活動を支援するため、必要な資金助成のための施策を整備するとともに、(仮称)協働推進会議を設置し、その助成について審査等を行います」という文言を付け加えさせていただいています。29 ページをお開きください。その部分についての考え方です。一番上の・です。「区民等による主体的な活動について、その活動資金の支援の必要性が高まっています。近年、わが国の寄附税制は大幅に拡充されました。活動支援のための寄附を通して、区民等がまちづくりの活動に関心を持つきっかけとなることから、その寄附金を財源の一部とする、協治(ガバナンス)を推進するための基金の設置が望まれます。」などと記させていただいています。なお、囲みのところですが、寄附金の税制が大幅に拡充されたということもあり、「寄附金税制の拡充」について記させていただいています。「平成 20 年度の税制改正『地方税法等の一部を改正する法律』により、『ふるさと』に貢献したい、『ふるさと』を応援したいという納税者の思いを活かすことをねらいとして、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5 千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね 1 割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることとなり、寄附をしやすくするための制度となっている」。また、「なお」以下ですが、「条例で指定された特定公益増進法人や国税庁の認定を受けた NPO 法人などに対する寄附金についても、共同募金会等と同様に、寄附金控除の対象として拡大されている」ということです。なお、寄附金税制の拡充の資料については本日、参考資料で総務省のホームページから抜粋したものを席上配布させていただいていますので、ご覧いただければと思います。30 ページです。寄附金に関し、寄附を受けたりした場合の基金の考え方について、あくまでもイメージ図ですが、入れさせていただいています。中心部に基金と書かれています。区民等による公益活動の支援を目的とする特定目的基金として設立する場合には条例による設置になります。基金及び運用に関し、必要な事項は条例で定めるということになります。また、この基金の審査機関として、客観性や透明性、公益性を前提とする第三者機関が想定されます。なお、この基金については先ほどの寄附金、さらには区民、それからさまざまな企業の皆さんからの寄附ならびに区からの積立という形で基金を積み立て、この基金からさまざまな公益等による公益活動の助成をとるという形の概念図を示させていただいています。最後に 31 ページをお開きください。課題となるのが、条例ができた後の目指すべき将来の姿ということです。こちら、「条例の目指すまちの将来」ですが、若干わかりやすく表現させていただいています。推進条例ができましたら、まずは区政運営が区民等・コミュニティによるまちづくりの活動を支援し、区政の様々な情報を提供して、区政運営の透明化を図り、区政への参加の機会を充実させ、協働の取組みを推進する様々な施策を行う。そのように区の役割としてやっていき、その後、下の知る力、つながる力、行動する力ということで、例えば知る力、つながる力の部分ではコミュニティの魅力が高まり、コミュニティに参加する区民等が増える。そして区民等は積極的に区政に参加し、区民同士の議論が活発になる。さらに、つながる力と行動する力の部分では区民同士の連携が図られ、地域の課題を地域で解決する取り組みが活発になる。さらには区民等と区との協働の取り組みが行われるなど、できる限り、わかりやすく表現させていただいたつもりです。以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひします。

**青山会長** ありがとうございます。前回の骨子に比べ、今回、提出された「中間のまとめ(素案)」は先日、この検討委員会の中に設置された起草委員会の 6 名、敬称略で申

上げますと青山、村上、保井、谷本、阿部、中川の6委員の起草委員会を経て、今日提出したものです。まだ次回もう1回、審議の機会がありますが、この際言うておきたいという意見があればお出しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

**村上副会長** この条例作成にあたり、懸案となっているガバナンスという言葉ですが、カタカナ語だからわかりにくいという意見があるようです。しかし、私たちは既にカタカナ語を使っています。例えば、セクシュアルハラスメントなど、既に当たり前のように聞かれており、略してセクハラなどと言われているわけです。これをカタカナではおかしいではないか、日本語にしたらいいではないかという、どうなるか。性的嫌がらせといったようなものになるわけで、インパクトが弱いし、性的嫌がらせという表現だけですと昔からあったではないかということで、状況の変化などから、そこをあえてセクハラとか、セクシュアルハラスメントという表現が使われるわけです。また、漢字にしたらいいではないかということで、例えば、ガバナンスではなく協治、協働という表現。しかし、これはもともと日本語ではなく漢字で、日本人は平仮名以前に漢字を使用していました。それでカタカナはおかしいというのですが、例えば英語やフランス語などの場合も、実は重要概念、新しい事象を表現するときにラテン語を使うようになっていきます。現在ではラテン語も尽き始め、ギリシャ語が使われるようになっていきます。学問的な表現などでも、ラテン語ではもう在庫が尽きたということで、ギリシャ語、オートポイエーシス等の言葉があるのですが、そのうちギリシャ語も尽きるのではないかと思います。そうなったら古代ヘブライ語といったような議論などがあります。そういうことで、カタカナを使うことは決しておかしくはないわけで、要するに英語、フランス語の諸外国なども同じような状況だということになります。言葉が先行するから、状況の実態あるいは輪郭が明らかになるわけです。そこでですが、新しい事象や状況に気づく人がいるわけで、その気づきはまず言葉として表れます。例えば、ガバナンスという表現です。これは100%定着しているわけではなく、1割ないし2割の人が新しい言葉に「あ、それは何となくわかるね」といったようなことで、そういった人たちが使うことで理解が深められますし、定着するということになります。セクハラなどもそうです。セクハラと略するのはよくない。セクシュアルハラスメントと正確に言ったほうがいいと思うのですが、そういうことで広がるわけです。ということで、こういうことを踏まえて条例をつくる場合に、わからないから使えないというのではないわけで、今、お話ししましたように言葉が先行して、そして何人かの人たちが了解して、そして普及する。これがもともとの事柄、状況だとご理解いただきたいと思っております。

**青山会長** いま村上副会長からカタカナ語についての意見がありました。ほかに条例の名称については、阿部委員から、今回、提出資料があるということですが、何か説明はありますか。

**阿部委員** 私は先日27日の起草委員会に出ました。起草委員会に出たのに、その後これを提出したものですから、いかがなものかというおしかりも頂戴しているのですが、個人的意見として、今日の議事の中に入れていただけないということなので、あえてご説明します。まず第1番に、この「とんからりん条例」の前に、ガバナンスという言葉はいま村上先生からお話でしたが、なかなかわかりにくい。資料にそれなりの説明があっても、やはりわかりにくい。ただ、墨田区がガバナンスという言葉を入れて条例をつくった場合に、恐らく日本中の自治体のいわゆるガバナンス的な考え方・動きの一つの後押しをすることになる。墨田区が先導してスタートを切ってしまう。墨田区がこの条例を通すことにより、この言葉は認知されるということが考えられる。だからいいのではなく、私はだからあぶない恐れもあると申し上げたい。ガバナンスという言葉がまだまだ認識されていないのに先にやり、「墨田区が使っているからいいじゃないか」と日本中がなってしまう、どれほど認識が進むか。そんなに進まないような気がしたの

で、起草委員会が終わった後しばらく考え、今回「とんからりん」というへんてこりんな、皆さんふざけ半分ではないかと思っっている方もいると思うのですが、ふざけ半分ではないつもりで考えました。出すからにはまじめにきちんと、ただ考えたのではなく理由づけもあります。「提案。当該条例案の名称として『とんからりん条例』を提案します。理由。『とんからりん』は、申し上げるまでもなく、古い流行歌、‘とんとんとんからりと隣組’の冒頭の言葉であります。この歌は、とんとんとんからりんととなり組、障子を開ければ顔なじみ、回してちょうだい回覧板、教えられたり教えたりと続きます。その歌詞は、戦前のものであり、戦時下の色合いを持たないでもありませんが、近隣の親近感や思いやり、良く言えば世話好き悪く言えばお節介、お互いのミニ情報の共有やミニミニ情報の交換を、からりと明るく表現したものであります。‘協治（ガバナンス）’に比して‘とんからりん’という格段に鮮明で明るい語感、現代の墨田区民の方々が極めて受け入れやすい、と考えられます。当条例案は、協治を支える3つの『ちから』の合体を提唱し、その第1は‘知る力’であるとしています。‘知る力’は、‘墨田らしいコミュニティ’の象徴であり、ある意味で私たちのコミュニティの最も得意とする分野でもありましょう。しかも、私たちの‘墨田らしいコミュニティ’においては、障子を開ければ顔なじみの隣組の面々が、単に隣人のプライバシーを‘知る’だけでなく、その秘めたい部分は他には漏らさないという‘思いやりの精神’に裏付けられることが、必須条件であります。すなわち、この‘秘匿性’への信頼感と安心感がなくては、協治の第2の力・‘つながる力’も、第3の力・‘行動する力’も、生まれてこないはずで、『とんからりん』が持つ‘親近感’と、そこから生まれる‘安心感’こそ、今検討している私たちの新条例案が、最も強く希求しているものでありましょう。小むずかしい法的規制などをまつのではなく、庶民感覚の大前提として安心と信頼がある、それが新条例の基本的態度であるべきでしょう。名は体を表す、です。かつて、私たち庶民は、自分たちの属する身の回りを、社会とか世間といった肩肘張った言葉でなく、いつも仲良く手を取り合う‘隣組’として認識していました。その庶民の生活は、常にいささかお節介であり、日ごろからお互いに関心を寄せ合い、困ったときは助け合い、喜びごとは誰もが我が事として喜び、地方の出身で近所で働く青年にはお嫁さんの世話をしたり、顔見知りの娘さんが親に内緒っぽくボーイフレンドとデートしていれば、『ん？あの青年ちょっと胡散くさいよ』との忠告が寄せられ、事故や病気ならすぐさま見舞いに行ったり、借金の申し出には出世払いでいいよと‘くれたもの’として返済の期待なしで貸してやり、見たことのない通行人はまず泥棒として見る、という世界でした。新条例が期待する‘墨田らしいコミュニティ’の1つの姿とは、たぶんこのようなものであるはずだ、と多くの区民の皆さんもお考えではないでしょうか。新条例の名を‘とんからりん条例’とすることで、自分の所属する隣組の知恵や力が、区役所や区議会と対等の力となって働けることを、区民のどなたもが、くどい説明などなくても、理屈を超えて理解し、共感し、納得できる、と考えます。以上により、これを新条例の名称として、提案いたします。付けたし。名称に関する本提案は、条例名としては‘軽すぎる’とのご批判もあろうかと存じます。そこで、『とんからりん』を条例の正式名称でなく、区民の日常や区議会その他で通用する愛称とすることも考えられます。ほら、あの、何だっけ、えーと、ガバなんとか、そうそう、とんからりん条例、あれに照らして考えれば、こんな問題は今度の集まりでみんなの知恵が借りられるんじゃないか、心配すんなって、みんなあんたの味方だよ、などという会話が、想像できませんか。親しみやすい名称（愛称）の下でこそ、私たち区民のみんなが、知り合い、つながり合い、行動することが可能になる、と考えられます。先ほどの岩瀬幹事の説明にもありましたように、ガバナンスがなかなか理解を進めてもらえない、みんなが自分のこととして考えていないという新条例であるならば、ぜひ正式名称に本当はしてほしいのですが、愛称でもいいですから、これを取り上げてもらえないかと思えます。例えば、新タワーが名前を募集して、最終的に投票で「東京スカイツリー」に決まった。この「とんからりん条例」であれば、インパクトではたぶん勝てます。先ほど話がありましたが、区民の皆さんが家に帰った

ときに協治（ガバナンス）を説明しろと言われてもわからない。「とんからりん」なら、隣組の力でもって、私たちは墨田区と対等に渡り合えるのだということが最大の提案理由です。

**青山会長** ありがとうございました。今の提案に対してでも結構ですし、ほかの意見でも結構ですが、何かございましたら、この際、お出しおきいただいたほうがいいかもしれません。どうぞ。

**末富委員** 知識がなくて本当に素朴な質問です。私は隣組というのは戦争中の戦時下体制をつくるためにつくられたものだと思っていたのですが、そういうわけではなく、戦前からあったのでしょうか。

**阿部委員** たぶん、指摘のとおりだと思います。時の政府が隣組組織のようなものを、江戸時代でいうと五人組のようなものとしてつくったものであることは間違いないと思います。私自身も実はこの隣組組織の中に一般市民として時間的にはほんの数年身を置いているのですが、幼児以前の問題なので、しっかりした認識があるわけではないし、ここにいらっしゃる皆さんはどなたもそうだと思います。しかし、「とんからりん」は、私のおやじやおふくろが所帯を持ち、子どもが産まれてという頃の話からで、隣組にはそんな戦時体制、戦時下という意味合いよりも、隣近所仲良くということ、世間というものの原点がここにあるという認識であったことは間違いないと思います。

**村上副会長** 「とんからりん」ですが、私はまだ生まれていませんでした。「とんからりん」より前から町会はありませんが、今お話しされている「とんからりん」は第二次世界大戦の頃、空襲が本格化してきたときに結束して事態に当たろうといったものが「とんからりん」であり、非常時のときの表現になっています。そして「とんからりん」は町会については当てはまるかと思いますが、NPOやNGOは「とんからりん」ということになると、限定しすぎではないのかと思っています。なお、先ほどの、ガバナンスはわからないということに付け加えますが、今後、それに意味を充填して、意味を注入していくということが多義性もあるわけですが、新しく多義性があるし、そこに仕事をしながら、あるいは取り組むことで「ああ、こういうものがガバナンスだ」ということで意味が充填されることで、また了解される。そういうもので、どちらかというところのほうは未来志向的ですし、若い人たちについてはどちらかというカタカナのほうがおしゃれではないかと思っています。

**七岡委員** 私は阿部さんの考え方はすごくいい、素晴らしいと思います。というのは最初の会のときに少し説明させていただいたのですが、耐震協という活動をやっていまして。耐震協の活動は要するに木造住宅の耐震化を進めるという活動ですが、つまりそういうことは、言葉は隣組とは違うかもしれないのですけれども、向こう三軒両隣という言葉がありますが、地域の中から、そういった活動は始まるわけです。それがやはりいかに大事なことかということを私は本当に身にしみて感じたのです。その辺が動かない限り、いろいろな理想を掲げても、非常に難しい問題である。私は、阿部委員の「とんからりん」の考え方はものすごく大事なことではないかと考えました。最初から言っているのですが、地域の中の人が主体になる。地域の間人が主体になればこれは動かないという発想からしてもそうですし、私が現実にやっていることの中でもそういう問題を抱えていることが如実によくわかりました。何故進まないかもよくわかります。だからこそ進めなければいけないということもよくわかります。もちろんガバナンスというカッコいい名前も、それはそれでいいとは思いますが、阿部委員の話の内容は私としては理解できる話です。

**加納委員** 名称については阿部委員の趣旨については賛成いたします。愛称あるいは通称をつけ、区民に広くわかりやすくすることは大事な視点ではないかと思えます。例えば「交通バリアフリー法」なども、本当の法律の名称は高齢者と障害者の移動の円滑化うんぬんというような名称ですけれども、通称「交通バリアフリー法」ということで認知されています。したがって、バリアフリーという言葉もカタカナ言葉ですが、今では誰もが理解できるような言葉です。ですから、カタカナ言葉はいかがかということ、名称についてこだわる必要はないのではないかと思います。ただ「とんからりん」という言葉は、私は決して若くはないのですが、言葉としては知っていますけれども、その意味をまた説明するのに時間がかかるようなものだと思います。ですから冗談のように聞こえるかもしれませんが、この文書を読ませていただき、例えば「サザエさん条例」のような、そういう形のほうが趣旨としては、今は意味が伝わるのではないかと感じました。これはいま感じたことで、サザエさんは著作権の問題等があり、実際には不可能という気がしますが、いずれにしろインパクトのある通称、愛称を設けるということは、マスコミに取り上げてもらえるような名称をつけるということは非常にいいことだと感じました。

また、中間まとめ（素案）を拝見して、だいぶボリュームも増えてきたと感じるのですが、最終的に条文をつくっていく過程の中で、やたら条文がものすごく多くなっていくのではないかという危惧を持ちました。いいものをつくっても、条例を読む方は多くないかもしれませんが、区民に趣旨を徹底する意味でも多くの方に触れていただくためには、いかに要点をまとめていくかということも大事ではないかと感じました。区民懇談会の中の感想でもいろいろありましたが、条例ができた後の目指す姿をあまり堅く考える必要はないのではないかと。条文としては堅くなってしまうのかもしれませんが、説明するときの資料や言葉はできるだけわかりやすいものを用意しておいたほうがいいのではないかと思います。私は最近、タワーのまわりの押上・業平橋地区の方と懇談する機会が多いのですが、この間も、私よりもだいぶ若い方ですけれども、「目の前に浅草通りという都道が走っているが、墨田区にあるのに何で浅草通りだ。そういう声は以前からあったような気がするが、そのように感じた」というわけです。なるほど、そうだな。そういう少し気づいたことを声に出していくことから協働が始まるのではないかと感じたのです。区の職員にそういう疑問を投げかけたら、恐らく区の職員はこれまでは「いや、浅草通りは都道ですから、東京都の所管です」ということになっていると思います。しかし区民にとっては区も都もあるいは国もある意味一緒ではないか。そういう区民の声に一番責任を持って対応するのは区の職員であり、私たちであったりするわけですから、そういった区民の気づきということが大きな広がりにつながるのではないかとこの話をほかの方にしたら、例えばずっと浅草通りは電線の地中化の工事をしていたのですが、「街路樹を誰が決めたのだ。この木にしたのは誰だ」という話になったのです。確かに管理者は東京都ですから東京都が決めたのですが、日常的にそこを通行して、あるいは清掃したりしているのは区民、地元の方ではないか。そういうこと一つとっても、区民に関わらせてもいいのではないかと。そういった疑問に思ったことを素直に発言していくことから協働というものは進むと思いますし、説明の仕方はできるだけわかりやすい具体例を出し、広く周知を図っていくということが大切ではないかと感じました。

**木内委員** 29、30 ページの基金のことで、ぱっと見たときに、今までのガバナンスが、これから積極的な公益活動や新しい公共のサービスとかいろいろな形に広がっていく。その時、審査機関や、何か寄附金税制のことをガバナンスに入れたことでどう影響してしまうのかという感覚があります。審査機関ということで客観性、透明性というのはいいことです。しかし、公益性と現実問題、基金で支援を活動という考え方では後者は相当狭まってしまうのではないかと思います。29、30 ページの考え方をもう少し区民活動の実態に合わせた考えにしていければと思っています。

**坂下委員** 今回の木内委員と同じですが、今日基金ということが提案されましたが、私はここまで考えていませんでしたので、一言、議会もこういう基金をつくるということをして区長が提案するというのであれば大変責任が重くなったと思っています。通常いろいろな担い手に対し、例えば町会や各種団体等に従来補助しているわけです。町会をはじめとして、区はそういう担い手の団体についてそれ相当の助成をする。スポーツ団体ならスポーツを通して、いろいろな団体に補助しているわけで、ある面、今度はガバナンスの基金といいますと積極的な公益活動の提案に対し、例えばどの程度の助成をして、どういう提案が出てくるのかわかりませんが、かかる費用の何割か。積み立てるといっても、大きなまちづくりだったら大変なことになってしまいます。そういう基金を使ったものはある程度という形の助成ならわかるのですが、本来、基金としてそういうものが必要かどうか。諸外国では、こういう団体の活動に対し、私は寄附したい。はっきり寄附の使い方を示せるようなところもありますよね。自分は社会福祉のこういう団体に私の税金を使ってくださいと、はっきりそういう形をとれるところもできています。そういうことが税制上いいかなと思っていたのですが、なかなかそうにならない。そういうことで自分をもっともっと進めていただきたい活動について、その NPO をお願いするというような寄附ならいいと思うのですが、ふるさと納税の趣旨からつくる基金が、本来の寄附のあり方と合っているのだろうかということを考えていまして、今回、基金ということまで私は想定していなかったものですから、今、発言させていただいたところです。

**末富委員** こういう助成制度を設けたらどうかという話はこの会の始めからさせていただいて、今回このような形で素案の段階で盛り込んでいただき、非常に感激しているところです。いま坂下先生がご心配になっていることは、既に 23 区でもいろいろな形で実施されているところがあるようなので、やり方としていろいろ方法はあるのだと思います。こういう分野に対しての寄附に使ってくださいという形で寄附をするとか、様々な方法があるようですので、まさにその辺は審査等の機関を具体的にどうするかという中身のほうで網羅していけるのではないかと思います。公共事業的な大きなことをやるようなお金ではなく、日常的なものや個別の案件に対し運営する資金のレベルということで、あるいはできるところからやっていくような形で実現していくのではないかと期待しています。

**小川委員** 「とんからりん条例」という名称について、「ALWAYS 三丁目の夕日」という映画のように確かに思い出話としては懐かしくて、人情味あふれていてすごくいいんですよね。ですから、こういう言葉遣いも楽しいのかと思うのですが、先ほど村上副会長の話を聞くと、それこそ本当に、20 年、30 年、「とんからりん条例」とした場合に、いま落語の中でも説明をつけなければ落語が聞けないという時代でどうなのか。そうであるならば、先ほど加納委員が言われたようなキャッチコピーというか副題というか、愛称的な部分でやっていくなら面白いのかと思います。

もう 1 個、坂下委員から基金についていま危惧する意見がありましたが、私は以前、基金の議論の際に「荒川河川敷の整備について区役所は金も出さない」と、今年は花代と除草剤などの予算がついたという話ですが、言ったことがありましたが、やはり地域の活動を継続していくには最低限の資金は必要だと思います。すみだボランティアセンター開設のときにも 3 億、4 億集めようとか大きい話をしていて、結局今は 4000 万ぐらいの基金としてありますが、実質金利もどんどん落ちている中、年間 17 グループに 2 万 4000 円程度の活動助成費は出ています。そういう形で地域のボランティアも継続して活動ができるので、これはぜひきちんとした形の基金制度を設けてもらえればいいと思います。

**瀧澤委員** 話を戻しますが、名称の件で私は素案の1ページ目にある言葉は非常にわかりやすく書いているのかと思います。例えば「さまざまなライフスタイルで暮らす人々のニーズが多様化し、その一つひとつに行政機関の目が届きにくくなっているのが現状です」「公共サービスを地域社会に関わる多くの人々が一緒に考え、それぞれの力を活かして解決にあたっていくことが求められています」「ガバナンスというのは多様な主体によるネットワーク社会」だ。この文章は一般の人にわかる文章だと思います。これに「とんからりん」という言葉はちょうどいいのかという感じがしました。なぜかという、例えば「ちりとてちん」というNHKのドラマがありました。あれによって「ちりとてちん」という落語が随分広まったというのがあります。全然知らなかった子どもたちが「ちりとてちん」が腐った豆腐だとか、そういうことがある。何年かたっても、やはりなくしてはいけないものもあるかと思っています。墨田区の条例は、この間も言いましたが、いま阿部委員が言われたけれども、ほかのものと一緒にってしまったら埋もれてしまう。やはり墨田区としての愛称、ニックネームでもいいと思いますが、「とんからりん」というと子どもたちも「何だろう」、「とんからりん、とんからりん」と言っているうちに、これはここに書いてあるように隣のことを思いやるということを言っているのだということを教えてあげる。そのことは戦争をイメージさせる言葉うんぬんと言うと、いろいろな問題が出てきてしまうと思いますが、そうではなく、隣同士がきちんと手を携えるというようなことでは、「とんからりん条例」は響きもいいし、私は非常にいいアイデアかと感じました。もう一つは、懇談会に出たときに資料にもありましたが、こういう話がありました。とかくワンルームマンションの人たちは白い目で見られるというか「あの連中がごみを出すんだ」とか言われていたけれども、ワンルームマンションの人があるお祭りに参加したら、声をかけてもらえ、すごく楽しくて「また今度行ってみよう」という気がしたということを言っていました。そういう点で親しみやすいものを墨田区でつくってやったら、ワンルームマンションの人であれ何であれ、壁を乗り越えて入ってこられるものがあるという気がするので、墨田区には墨田区の温かみのような、体感温度を感じられる条例の名称は大事かと思っています。そういう点では墨田らしさをなくさない。最初のところにはありましたけれども、墨田らしさは言葉尻ですが、内容はいろいろあるけれども、やはり人のことを思いやる条例だということで、ニックネームのでも「とんちんかん条例」いや「とんちんかん」じゃない「とんからりん」は非常にいい言葉だと思います。失礼、「とんちんかん」は自分でした。(一同笑)

**平井委員** 全般についてです。素案を拝見して、だいぶわかりやすくなったというような感じがします。懇談会に参加していないでこんなことを言うのもなんですが、最初のころはこれがどこかほかの区のものでも通るのではないかという感じもしていたのですが、区民の皆さんの声でだいぶ墨田区らしさというか、区として何を考えていきたいかということが見えてきたような感じがします。メリハリとか、もう少し検討していく余地はあろうかと思いますが、方向はこれでよろしいのかという感じがします。文章とか表現とかについてですが、懇談会でも小学生もわかるようにとか、子どもにもわかるようにという表現が何回かあったようですが、それについて引っ掛かるのは、まずこの条例そのものは何かあったときに戻るべき原点、拠り所であって、より正確にわかること、間違いなく伝わるのが大事であり、そうでないことが優先されるのはおかしいだろうと思います。それでいくと名称も、漢字からいって協治とガバナンスの文字をはずせないのではないかと。愛称という考え方は、それはもちろんよろしいかと思うのですが、正式な名称としてはやはり正しく伝わるものにすべきではないかという気がします。名前について、私は企業の立場で参加させていただいていますが、こういったネーミングに関わることについて社内でも話になることは、まずヒットする商品の条件としてはわかりやすいことです。確かに見たときにターゲットとする方が同じイメージ、子どもがねらったイメージをそのまま感じ取っていただける。まずそれがヒットする商品の条件。これに外れてしまったら駄目。それよりさらに悪いのが説明の要るネーミング

です。「これはこういう意味でこうですよ」「こういったねらいでつけた名前です」と、いちいち説明しないといけない名前はどれもヒットしない。そんなジククスが食品業界ではあります。

**須貝委員** やはり名前は重要だと思いますので、次の回には私はもう一度議題にしてもらいたいと思っています。例えば、今回最後に載せてもらった「目指すまちの将来」という中に、「とんからりん」のようなこと、みたいなものを載せたときに、示されている内容がすんなり対象として入ってくるのかどうか。この中になかなか入り込めないとしたら、もう一度再考したほうがいいということなので、そういうイメージで、自分では次回までに何か提案を出したいと思うのと、仮に愛称ですから、5年後愛称は見直してもいいとしたら、そういうユニークなものを1回目は付けてもいいのかなと感じています。

**谷本委員** 起草委員会に出ているのに、聞きそびれてしまったところということで、2点ほど発言させていただければと思います。一つは先ほど意見が出ていた基金の関係ですが、今回新しく入ってきましたので、まだ見えていない部分がたくさんあると思います。特に公益活動の支援と位置づけられてしまっているところが、先ほど指摘がありましたように、少し検討が必要な部分なのかもしれない。特にこの条例の中では協治のまちづくりの活動というところを対象にしようと広くとらえているので、それについては次回もう少し確認する必要があるのではないかと思います。

もう1点、区民懇談会をやった際に懇談会の中で出てきた意見で、これはできれば検討いただきたいと思っているのが、執行機関や議会の役割や方法等が具体的に示されていない。区民の側がこの条例によって何がかわるのかがなかなか理解できない。あるいは、区民からの提案等に対する応答責任というものが欠けているのではないかと思います。改めてその視点で内容を見てみますと、例えば19ページ、区長の責務、区職員の責務を見ていただくと、最後の語尾のところに「努めます」というものがあるわけです。「努めます」と言われてしまうと、やはり具体的なものがなかなか見えづらいというところもありますので、これは一つ提案ですけれども、可能であればですが、例えば次回の会までに執行機関の場ないしは議会の場もそうですけれども、応答責任についてお示しただけでもいいかと思います。それが盛り込まれるかどうかはともかくとして、協治の条例をみんなでつくったというところにもつながっていきますので、可能であればぜひ検討いただければと思います。

**中川委員** たまたま議会の方がいらっしゃるので、少しお聞きしたいことも含めて申し上げます。今の基金、いわゆる公益活動支援の問題ですが、つい数年前、墨堤の桜のことについて、所管の道路公園課の方に聞きますと、予算付けがどうしても成り立たなくてできないのであれば結局、寄附に頼らざるを得ない。実際、私どもの町会でも、しっかり寄附をさせていただきました。そうしたことについて、例えば議会でこういう内容の討議があり、どうしても町の人や公益の基金というか寄附に頼らざるを得なくなったかという話がなく、いきなり行政府の道路公園課の課長やその上の部長が、行政の問題だけとしてとらえられると、現にいま私どもでは、旧中川の土手のところの桜の植栽についてやっていますが、ようやく区の行政とタイアップできるようになりましたが、まだまだ予算付けなどがわからないと、将来的な構想では十分、我々は検討できない。ですから、ぜひとも議会を含め、こういうガバナンスの条例ができることにより、そういった方面にまで我々が本当は入っていかないといけないのですが、これまでまだできていなかった。そういうことが、今こういうところで論ずることができることになったという「協治（ガバナンス）」ということをととても大事にしてもらいたい。もちろん先ほどのネーミングの問題で「とんからりん」ですが、我々の世代はわかっています。しかし、説明しなければわからない世代もいます。平明達意が一番よろしいのですが、平明であれば「とんからりん」が一番平明です。しかし、達意ではない。「協治（ガバナンス）」

という達意ですが、平明さにいささか欠ける。それでも村上先生がおっしゃったように、例えば今、ケアマネジャーという通りますよ。簡単に通ります。そうした問題は初期のころには、先ほどの先生の説明にもありましたように、将来的に考えればそうしたものがむしろ先行され、はじめに言葉ありきではないのですが、そういうことも含め、いま私が申し上げているのは第2点目に入ってしまったとしても、第1点目のところの議会の対応や、これは当然、条例ができれば対応せざるを得ない。逆に言うと対応ではなく、もっと我々の中に入ってこなければいけないという性質の条例だと私は思っているのですが、その辺はどのようにお考えになっているか、ご説明いただければありがたいと思います。

**坂下委員** いま質問をいただきました、桜の植え替えについてです。これは逆に議会側が区議会の中で、例えば公園の改修、先ほど出た中川堤の問題も含め、例えば隅田公園が本当に区民に愛される桜として、これは他の自治体でも例があるのですが、皆さんにご寄附をいただき、そこに木を植えてもらい、例えば坂下さんのところほどまでということで、名札が出ているところもあるのです。ということは、区民の皆さんが「あそこへ行けば自分が寄附した桜がこんなに大きくなり、きれいな花を咲かせている」と、こういうことも必要ではないかと、区長に何度も何度も提案をしたのです。しかし、区長サイドは、皆さんから寄附をいただくというのはいろいろな制約の中で、それがいいのか悪いのかということで、こういう議論を数年間させていただいた。その結果、これから隅田公園に末永く桜をいろいろな季節に長く咲かせるという観点に立ち、それでは区民の皆さんから寄附をいただき、桜を植え替えようという形で提案をいただいたわけです。議会側は当然、そういう形で区側には投げかけています。何とかそういう形にしてくれという、我々の意見の一部が取り上げられた。我々は折角だから、「誰々さんが寄附してくれた木だ」と、他の自治体へ行くと、木ごとに誰の木だといったことが、たくさんあるんですよ。皆さん、自分が寄附した木がきちんと大きくなっていけば、何度も何度も愛着を持って公園にも行っていただければ、公園も大事にしてもらえるのではないかと、議会側としてはそういう提案をしてきました結果が今の形で、お金がないからということでも、議会が何もしなかったわけでもなく、皆さんに寄附をいただき、皆さんに愛されるものにしていってもらったらどうなのかということも議会側からも数度提案させていただいた結果、そういう形になったと思います。

**青山会長** 議論も佳境に入ってきたのですが、時間も来ていますので、今日のところはこの程度で終え、次回もう1回、中間まとめについては議論させていただきますので、そのときにまた意見を出していただきたいと思います。なお次回、今日出された案のままの資料でいくかどうかという、これは提案ですが、今日出た意見の中で中間まとめ案の書き方として、将来条例に入るだろうという部分と、解説として書いている部分と相当議論が混乱しているので、どうでしょうか。それを今度、条例に入るだろうという部分は条例を意識した書き振りにして四角に囲って、そう明記しておくとか。それ以外は解説・考え方ということで分けると、論点は整理されるかと思しますので、あと、意見が必ずしもここで全部、全員一致で決着しなくても、こういう意見も出たという表現でいい部分がありますから、そのように分けて表示するというを中心に、今日出た意見で反映できるものは反映させ、改めて提出するということがよろしいですか。そうすると、たぶん先ほどの基金のところも、基金について、今回は協治まちづくりの条例の趣旨に合った寄附を区民ができるような基金という仕組みをつくるという条例については別途定めるとするのが普通です。そうすると、おっしゃったような指摘はこの委員会とは別にまた必要があれば時間をかけ議論することになると思いますので、その辺も整理できるのだと思います。ですから、そのように表示を整理する。また取り入れられるものは今回入れてしまうという形で、次回改めて提案ということでもよろしいですか。そのために起草委員会をもう1回やるかどうかは時間的な問題もあるので、改めてまた

相談します。たぶんしなくても、相互の連絡でできるのではないかと思います。そういうことで、次回またよろしく申し上げます。

### 3. その他

**青山会長** 最後に事務局から日程等をお願いします。

**岩瀬幹事** 次回の検討委員会について、資料5です。次回は第8回です。8月28日(金)午後3時から本日同様、中間のまとめについての議論をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

**青山会長** では終わります。どうもありがとうございました。

以上